

# 産禪洞だより

■ 岐阜環境医学研究所・座禪洞診療所

● 呼吸器疾患・禁煙治療・漢方相談

診察日：月曜・木曜・金曜

受付時間：9:00~12:00、

〒502-0017 岐阜市長良雄総378-16

IP Tel:058-295-9545

FAX:058-296-3903

E-mail:zazendoh@ccn.aitai.ne.jp

http://zazendoh.town-web.net/

170号 2018.5.1.

毎月1回発行 座禪洞診療所 松井英介



## 勿来(なこそ)の関から北には鬼が住む？！

松井 英介

「勿来(なこそ)の関から北には鬼が住む」とか、「白河の関より北はひとの住むところではない」などの言葉で、福島以北の人びとを差別し、庶民を分断支配してきた権力者たち。

第二次大戦後、米日の権力者は、“核の平和利用による経済発展”をうたい文句に、農林業や漁業など一次産業を衰退化させ、過疎化を強いた地域に、原発を押しつけてきました。

そして、2011年3月11日東電福島第一原発大惨事。

明治以降日本近代化の過程で人びとを苦しめたさまざまな差別の中で、今回の核大惨事は最大のものだと言わなければならないのではないのでしょうか。

大惨事の翌年2012年6月27日、全党全会派、全国会議員の賛成のもとに制定された「原発事故子ども・被災者支援法」は、子どもや胎児を重視した施策を定めました<sup>1)</sup>。

第一条目的では、「子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策」と明記。

第二条基本理念では、1. 正確な情報の提供。2. 被災者一人ひとりの意思を重視。3. 放射線の外部被ばくと内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安の解消。4. 被災者に対するいわれのない差別をふせぐ適切な配慮。5. 子ども・胎児が放射線による健康影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減および健康管理に万全を期し、子ども及び妊婦に特別の配慮を。6. 放射線の影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施。

第三条国の責務では、国が原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を明記。

第八条支援対象地域で生活する被災者への支援では、医療の確保、食の安全及び安心の確保を明記。

第九条支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援では、移動先における住宅の確保、子どもの学習のなどへの支援、就業の支援などを記述しています。

ところが、この法律「原発事故子ども・被災者支援法」は、その後政府により歪められ、骨抜きにされ、すでに6年が過ぎ去ろうとしています<sup>2)3)</sup>。

モリ・カケ・財務省・防衛省・東京オリンピック・安倍官邸スキャンダル……にだけ目を奪われることなく、今こそ、世紀の核大惨事に未来を奪われつつある次世代のために手を繋ぎ、そのいのちと尊厳を守る法律を勝ち取りましょう。

### 参考資料：

- 1) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）
- 2) 日野行介/尾松亮「フクシマ6年後消されゆく被害一歪められたチェルノブイリ・アータ」（2017年）人文書院
- 3) 尾松亮「チェルノブイリという経験—フクシマに何を問うのか」（2018年）岩波書店